

議案第六十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立芝浦公園

港区立プラタナス公園

港区立埠頭公園

港区立東八ツ山公園

港区立港南和楽公園

港区立港南公園

港区立港南緑水公園

港区立お台場レインボー公園

港区立芝浦中央公園

港区立船路橋児童遊園

港区立末広橋児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アカネ・ハリマ・イビディンググループ

東京都港区芝大門一丁目三番十五号株式会社アカネ内

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(説明)

芝浦港南地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。